

**【重要】必ずお読みください**

令和6年度大学等奨学生採用候補者の皆さんへ

# 給付奨学生採用候補者のしおり

この冊子は、給付奨学生採用候補者となった人が、大学等への進学後に奨学金の支給を受けるために必要な手続きについて記載しています。

貸与奨学生採用候補者となった人は、併せて配付する冊子「貸与奨学生採用候補者のしおり」もお読みください。

## 〔ご注意〕

- 本冊子が入っている封筒の裏面の記載と中身を照合し、書類がそろっているかを確認してください。
- 進学後の手続き等について確認し、進学後は、速やかに「進学届」を提出してください。



JASSO

独立行政法人

**日本学生支援機構**

Japan Student Services Organization

## 【重要】

- ◆あなたが制度や必要な手続きを理解し、正確に手続きを行ってください。  
給付奨学生として必要な手続きをしなかった（遅くなった）場合や入力内容に誤りがあった場合、給付奨学金の支給が遅れたり止まる場合があります。  
支給が止まっていた期間（月数）は支給予定だった総月数から減じられる場合があります。
- ◆給付奨学生として自覚と責任を持って勉学に励んでください。  
進学後の学業成績などの基準に基づく判定結果によっては、給付奨学金の支給が打ち切られる場合があります。
- ◆給付奨学生として採用後は、本人都合で辞退（打ち切り）はできません。  
本人都合により支給を停止することはできますが、給付奨学生としての認定は受け続けるため、給付奨学生に必要な手続きを行う必要があります。また、第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与月額は調整され続けます。

### 【本冊子の用語】

**あなた**..... 給付奨学生採用候補者に決定した本人

**JASSO**..... 日本学生支援機構

**採用候補者**... 給付奨学金の予約を申し込んで選考に通った人（給付奨学生採用候補者）

**決定通知**..... 採用候補者として決定したことの通知（「大学等奨学生採用候補者決定通知」）

**進学届**..... 進学したことの届出（進学後にインターネットで行います。）

**生計維持者**... 父母ともいる場合は2人とも。父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人1人（例えば、祖父または祖母等）

**社会的養護を必要とする人**...

満18歳となる日の前日までに（奨学金申込時点で18歳になっていない人の場合は、奨学金申込時点で）次の施設等に入所して（養育されて）いた（いる）人

児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親

## I 確認 ①手続きの流れ（目次）

給付奨学生採用候補者に決定された方で奨学金の支給を希望される方は、大学等へ進学後に手続きが必要です。これから奨学金支給開始までの流れを確認しましょう。

### 現在（給付奨学生採用候補者に決定）

#### I 確認

①手続きの流れ（目次）	3
②採用候補者決定通知の確認	4
【参考】採用候補者決定通知（簡易版）の印刷	6
③給付奨学金を受けられる学校等について	8
④決定内容の確認	9
⑤奨学金の支給金額	10
⑥他の制度との併用について	12

#### II 進学前の準備

①奨学金振込口座の準備	13
②進学時に用意する書類	14
（大切なお知らせ）進学前の資金準備	15

### 給付奨学金を受けられる学校へ進学（令和6年4月～）

#### III 進学後の手続き

・必要書類の提出、「進学届」の提出	16
-------------------	----

※提出期間は進学後、すぐに進学先へ確認しましょう。

### 給付奨学生に採用（奨学金の振込開始）

#### IV 支給中の手続き

・変更事項の届出、適格認定、在籍報告	17
--------------------	----

【参考】授業料・入学金の減免手続き	18
-------------------	----

※ あなたが高等専門学校3年次生の場合は「進学」を「高等専門学校4年次生に進級」と適宜読み替えてください。

# I 確認 ②採用候補者決定通知の確認

「決定通知」に記載されている内容を確認し、「進学前準備チェックシート」の「決定通知の記載内容」欄へ転記しておきましょう。（決定通知は、「提出用」と「本人保管用」に分かれており、ここでは「本人保管用」を表示しています。）

この通知は、進学後の手続きに必要な重要なものです。紛失しないよう大切に保管してください。

## 令和6年度大学等奨学生採用候補者決定通知【本人保管用】

令和●年●月●日

①	登録番号	99999901-100-00999		
	学年等	3	年	10
		出席番号 A000001		
②	氏名	学校用 見本 (カツウウツ ミナ)	様	

独立行政法人  
日本学生支援機構

(印影印刷)

本機構は、あなたを下記のとおり令和6年度大学等奨学生採用候補者に決定しました。については、あなたが令和6年度に本機構奨学金対象の学校に進学（高等専門学校3年次生の場合は本機構奨学金対象の高等専門学校4年次に進級又は本機構奨学金対象の学校に進学。以下同じ。）し、定められた期限までに所定の手続きを完了したときに限り、奨学生として採用し、奨学金の振込みを開始します。

### 記

#### 1. 申込内容及び選考結果

③	申込内容	給付奨学金	貸与奨学金			
		希望する	第1希望 併用貸与	第2希望 第一種奨学金	第3希望 第二種奨学金	入学時特別増額貸与奨学金 希望する
④	選考結果	給付奨学金	貸与奨学金			
		併用貸与(※1)	第一種奨学金	第二種奨学金		
⑤	要件確認(※2)	候補者決定 支援区分：第I区分	候補者決定	—	—	
	国籍・在留資格等	○	○	—	—	
	家計に関する基準	○	○	—	—	
	学業成績・学修意欲に関する基準	○	○	—	—	
	高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	○	○	—	—	
	必要書類の提出(※3)	○	○	—	—	

※1 併用貸与とは、第一種奨学金と第二種奨学金の両方を貸与を受けられることを表します。

※2 「○」は各要件・資格等に該当、「×」は非該当（必要書類の不備が解消されていない場合や未提出の場合等の理由による判定不可を含む。）、「—」は申込時に希望していない（もしくは希望順位の高い種類が決定した）ため未判定であることを表します。

※3 「必要書類の提出」の「必要書類」とは、「奨学金確認書」、マイナンバーを提出できない場合の「所得証明書」等又は国籍・在留資格に関する証明書（該当者のみ）等です。

#### 2. 採用候補者となった奨学金の内容について

⑥	利用条件	給付奨学金(注1)	第一種奨学金(無利子)(注3)	第二種奨学金(有利子)	入学時特別増額貸与奨学金(有利子)
		支援区分：第I区分◆ 社会的養護を必要とする人	最高月額利用：可 猶予年限特例：対象		日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：不要
⑦	申込時の 選択内容 (注2)	貸与額	最高月額	月額120,000円	一時金500,000円
		返還方式	所得連動返還方式	定額返還方式	定額返還方式
		保証制度(注4)	機関保証	人的保証	人的保証
		利率の算定方法	*****	利率見直し方式	利率見直し方式

注1 給付奨学金の月額は「利用条件」欄に記載の「支援区分」、進学先の学校の学校種別、設置者（国公私）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まります。なお、支援区分は、家計の状況により毎年度10月に見直されます。

また、給付奨学金の支援区分に「◆」印がある人で生活保護世帯の自宅から通学する場合、又は、社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する場合の給付奨学金の月額は、月額表（「給付奨学生採用候補者のしおり」参照）に記載の（ ）内の金額となります。

注2 貸与奨学金に係る「申込時の選択内容」に記載の内容は、「進学届」の提出時に改めて選択し直すことができます（「進学届」の提出により内容が確定し、その後は変更できない等の制限が発生することがあります）。

注3 第一種奨学金の貸与月額は、進学先の学校の学校種別、設置者（国公私）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まる金額（「貸与奨学生採用候補者のしおり」参照）の中から「進学届」にて選択します。ただし、第一種奨学金の「利用条件」欄に「最高月額利用：不可」と印字されている場合、「最高月額」は利用できません（「最高月額以外の月額」からの選択となります）。また、給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。

注4 進学先が通学先は「機関保証制度」、「人的保証制度」のいずれかを選択する必要があります。

⑦	進学届提出用パスワード（半角英数字10桁） ※ 進学後の手続きにて必要になります。	ABCDE98765
---	--	------------

★表面の「重要事項」を必ず確認してください。

★本通知を紛失した場合には、奨学金の振込開始が大幅に遅れますので、紛失しないよう気を付けてください。

## I 確認

### ②採用候補者決定通知の確認

#### ①登録番号

採用候補者に付与される番号です。

#### ②氏名

**氏名が正しいことを確認してください。**

氏名に変更等がある場合は、進学後、進学先で改氏名の手続きを行ってください（9ページ）。特に「カナ氏名」と進学届で届け出る口座名義が異なっていると、奨学金の振込みができません（13ページ）。

※小文字は、すべて大文字で表記されています（訂正の必要はありません）。

例) ショウガク ⇒ ショウガク

#### ③申込内容

あなたが申し込んだ奨学金の種類を記載しています。

#### ④選考結果

奨学金の種類ごとに、「採用候補者」に決定したか、採用候補者とならず「不採用」であったかを記載しています。

#### ⑤選考結果の内訳

あなたが申し込んだ奨学金について、各要件の該当状況を「○・×・－」で記載しています。

「○」は各要件・資格等に該当、「×」は非該当（必要書類の不備が解消されていない場合や未提出等の理由による判定不可を含む。）、「－」は申込時に希望していない（もしくは希望順位の高い種類が決定した）ため未判定であることを表します。

#### ⑥採用候補者となった奨学金の内容

採用候補者として決定した奨学金の内容です。

- ・給付奨学金の「支援区分」は毎年10月に見直されます（17ページ）。
- ・生活保護世帯、又は、社会的養護を必要とする人として採用候補者に決定した場合、給付奨学金の支援区分に「◆」印が記載されています。

#### ⑦進学届提出用パスワード

パスワードは、「進学届」の提出（16ページ）に必要です。

パスワードは【本人保管用】にのみ記載されています。

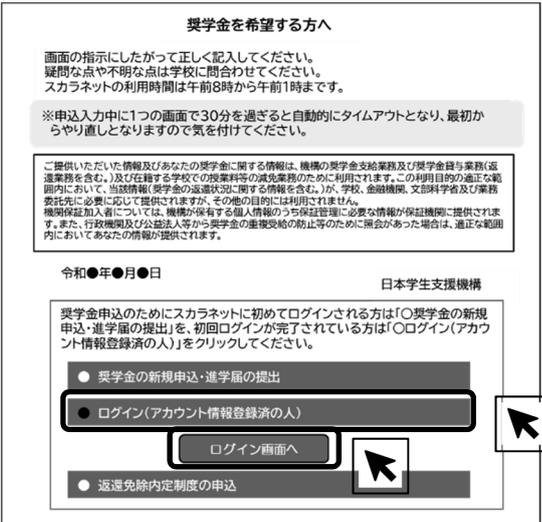
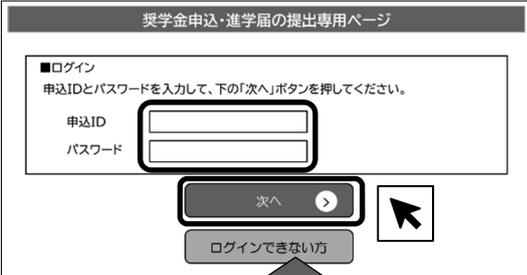
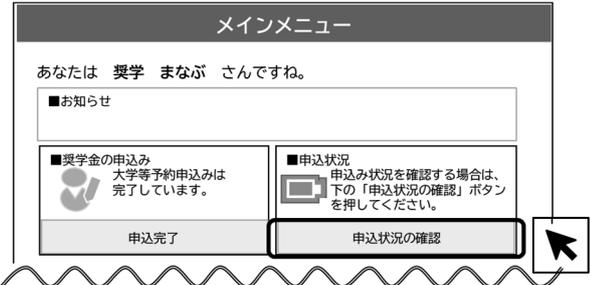
管理には十分注意してください。

# I 確認

## 【参考】採用候補者決定通知（簡易版）の印刷

「採用候補者決定通知」は、奨学金を申し込んだスカラネット（インターネットサイト）より、「簡易版」を印刷することができます。

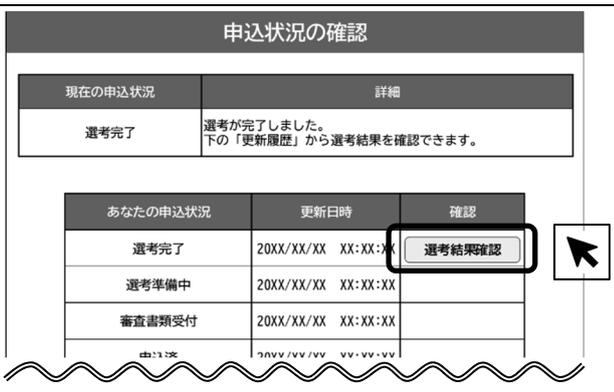
万が一、「採用候補者決定通知」を紛失した場合には、次の手順で簡易版を印刷し、進学後の手続きには印刷した簡易版を使用してください。

●「採用候補者決定通知（簡易版）」の印刷方法	
①	<p>スカラネットにアクセスします。</p> <p>次の URL よりスカラネットのログインページへアクセスしてください</p> <p><a href="https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/">https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/</a></p> 
②	<p>「ログイン（アカウント情報登録済の人）」をクリックすると表示される「ログイン画面へ」をクリックします。</p> 
③	<p>申込 ID とアカウント情報登録時にあなたが設定したパスワードを入力し、「次へ」をクリックします。</p>  <p>ログインできない場合には「ログインできない方」をクリックしてください。申込 ID の確認・パスワード再設定をすることができます。</p>
④	<p>メインメニューにある「申込状況の確認」をクリックします。</p> 

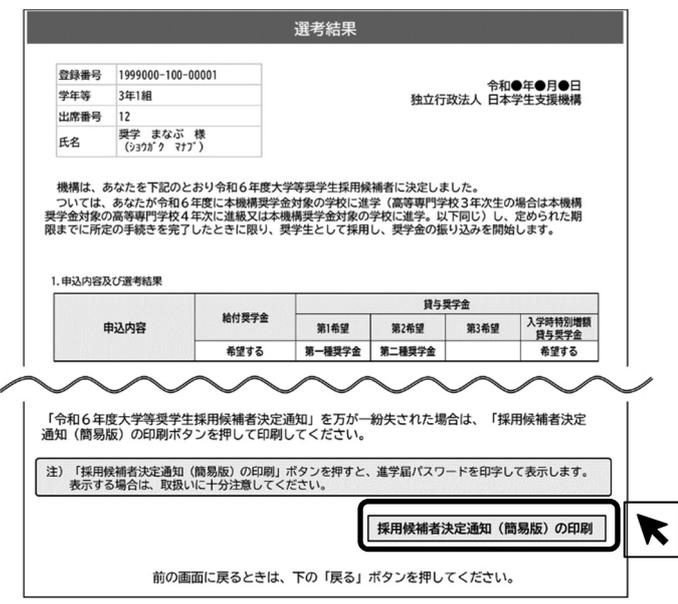
# I 確認

## 【参考】採用候補者決定通知（簡易版）の印刷

⑤ 「申込状況の確認」画面にある「選考結果確認」をクリックします。



⑥ 「選考結果」画面の最下部にある「採用候補者決定通知（簡易版）の印刷」をクリックすると、簡易版の印刷を行うことができます。



## I 確認

### ③給付奨学金を受けられる学校等について

採用候補者が進学して給付奨学金を受けられる学校（「確認大学等」といいます。）

給付奨学金の支給を受けられる学校は、下表で支給対象としている学校種別・課程のうち、国又は地方公共団体から授業料等減免や給付奨学金の対象となることの確認を受けた学校です。

ただし、正規の学籍で在籍する場合に限り（「科目等履修生」「聴講生」等は対象外です）。

対象校は次の文部科学省ホームページで公開されていますので確認してください。

※毎年9月初旬頃に、最新の対象校一覧が公表されます。

[https://www.mext.go.jp/kyufu/support\\_tg.htm](https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm)

令和6年度中に確認大学等へ進学しなかった場合、採用候補者としての資格を失います。



学校種別・課程	支給の可否
大学・短期大学	○
通信教育課程・放送大学（※1）	○
専攻科	×（※2）
別科	×
専修学校（専門課程） （※3）	○
通信教育課程（※1）	○
高等専門学校（4年次）	○

（※1） 通信教育課程及び放送大学は、スクーリング受講の有無に関わらず、年に一度、年額が一括支給されます。

（※2） 進学届による手続きはできませんが、独立行政法人大学改革・学位授与機構の認定を受けた短期大学の専攻科に限り、進学後に奨学金を申し込むことができます（在学採用）。

●令和5年度版 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧

[https://www.niad.ac.jp/n\\_gakui/application/senkouka.html](https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/senkouka.html)

（※3） 専修学校の高等課程、一般課程及び附帯教育（附帯事業）は対象外となります。



### 外国籍の方へ

外国籍の方は、次のいずれかの在留資格を有している方のみ、給付を受けられます。

**「法定特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」**

※1 「定住者」は、将来永住する意思のある人に限ります。

※2 在留期限が進学日前になっている場合、在留資格の更新手続きを忘れると、奨学生に採用されません。

※3 進学時に改めて在留資格等を申告していただく必要があります。

※4 上記以外の在留資格であることが判明した場合は、採用を取り消し、振込済みの奨学金全額を速やかに返金していただくことになります。

## I 確認

### ④決定内容の確認

「決定通知」に記載されている内容を確認してください。

次の項目は「進学届」の提出時（16ページ）に変更ができます。

項目		備考
1	奨学金の辞退 (全部辞退)	進学できなかった場合を含め、 <u>辞退の手続きは不要</u> です。「進学届」を提出しなければ、すべての奨学金を辞退したものと取り扱います。
2	貸与奨学金のみ辞退 給付奨学金のみ辞退 (一部辞退)	「進学届」にて利用しない奨学金について辞退できます。
3	あなたの生年月日	「決定通知」に生年月日は記載されていませんが、「進学届」提出画面にあなたが予約採用申込時に登録した生年月日が表示されます。 万が一、誤っている場合には「進学届」提出時に変更することができます。
4	生計維持者情報	予約採用申込時から進学届提出までの間に生計維持者に変更（生計維持者と離別・死別等した）が生じている場合には進学届にて生計維持者の変更ができますが、予約採用申込時の申告誤りや申告漏れにより生計維持者の変更がある場合は、進学後に進学先の学校へ申し出てください（再申込が必要です）。

※ 「あなたの氏名」は、進学届では変更できません。進学届には、決定通知に記載されている氏名を入力してください。進学届提出後に、別途改氏名等の手続きが必要となります。  
進学届提出後、速やかに進学先の奨学金窓口へ申し出て改氏名の手続きを取ってください。



#### 貸与奨学金をあわせて申し込まなかった方へ

給付奨学金は、毎年10月に支給額が見直されるため（17ページ）、卒業までの間に支給額が下がったり、支給対象外となることがあります。

これらに備え、予約採用では貸与奨学金の申請を見送った方も、進学後、在学採用で申請できる機会がありますので、進学後、貸与奨学金を申し込むことについても検討してください。

※ 進学前に貸与奨学金を追加して申し込むことはできません。進学後に進学先の学校を通じて申込みをしてください。

（例）給付奨学生採用候補者となった人が第一種奨学金も希望する場合 等

## 1. 一般の課程の支給月額

給付奨学金の支給を受けられる学校に入学後、正規の卒業時期まで、毎年、収入基準および資産基準を満たしている場合に限り、収入基準に基づく支援区分（第Ⅰ～Ⅲ区分）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まる下表の金額（月額）が、原則として毎月振り込まれます。

自宅通学・自宅外通学の取扱いについては、11ページにて確認してください。

学校種別・世帯の所得金額に 基づく支援区分		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・ 専修学校（専門課程）	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円
高等専門学校 (4～5年生)	第Ⅰ区分	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円
	第Ⅱ区分	11,700円 (17,200円)	22,800円	17,800円 (23,400円)	28,900円
	第Ⅲ区分	5,900円 (8,600円)	11,400円	8,900円 (11,700円)	14,500円

(注1) 生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、自宅通学扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。なお、社会的養護を必要とする人を含む独立生計維持者が、居住にかかる費用（家賃）を支払いながら通学している場合は、学校までの通学距離・時間等にかかわらず「自宅外通学」の申請ができます。

(注2) 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

## 2. 通信教育課程の支給額

給付奨学金の支給を受けられる学校に入学後、正規の卒業年度まで、毎年、収入基準および資産基準を満たしている場合に限り、収入基準に基づく支援区分（第Ⅰ～Ⅲ区分）に応じて、授業形態（印刷教材、スクーリング、放送大学、メディア）、学校の設置者（国公立・私立）、通学形態（自宅通学・自宅外通学）に関わらず、下表の金額（年額）が年1回振り込まれます。

支援区分	(国公立・私立、自宅・自宅外共通)
第Ⅰ区分	51,000円（年額）
第Ⅱ区分	34,000円（年額）
第Ⅲ区分	17,000円（年額）



## 給付奨学金とあわせて第一種奨学金の貸与を受ける方へ

給付奨学金とあわせて第一種奨学金の貸与を受ける方は、給付奨学金における通学形態（自宅通学・自宅外通学）に揃えることになります。

給付奨学金の支給を受けている期間は、第一種奨学金の月額が調整されます（12ページ）。



### 自宅通学・自宅外通学とは

- ・ 「自宅通学」とは、あなたが生計維持者（父母等）と同居している（またはこれに準ずる）状態のことをいいます（生計維持者が単身赴任等により一時的に別居している場合も自宅通学になります）。
- ・ 「自宅外通学」とは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。また、「自宅外通学」の月額で支給を受けるためには、以下のア～オのいずれかに該当している必要があり、満たしていないことが判明した場合、自宅外月額が振り込まれていた場合でも自宅月額に変更されます。なお、社会的養護を必要とする人を含む独立生計維持者が、居住にかかる費用（家賃）を支払いながら通学している場合は、学校までの通学距離・時間等にかかわらず「自宅外通学」の申請ができます。
- ・ 進学届で「自宅外通学」を選択する場合でも、当初は「自宅通学」の支給月額が振り込まれます（※1）。自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」であることの証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を期限までに提出し、不備なく審査終了した後になります。なお、審査終了後の奨学金振込日において「自宅外通学」が認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。

ア. 実家（生計維持者いずれもの住所）から大学等までの通学距離が片道 60 キロメートル以上（目安）

イ. 実家から大学等までの通学時間が片道 120 分以上（目安）

ウ. 実家から大学等までの通学費が月 1 万円以上（目安）

エ. 実家から大学等までの通学時間が片道 90 分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が 1 時間当たり 1 本以下（目安）

オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

- ◆ 「自宅外通学」の条件や証明書類については、JASSO ホームページに掲載している「自宅外通学要件確認チャート」、「自宅外通学に関する Q&A」で詳細を確認することができます。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/zitakugai.html>



- ※1 進学先が定める期限までに「自宅外通学」であることの証明書類等を提出し、かつ、進学届で「自宅外通学」を選択した人は、所定の期限までに JASSO での書類審査が不備なく終了した場合、当初から自宅外月額が振り込まれる場合があります。（詳細は、令和 6 年 2 月下旬以降、進学先の大学等に確認してください。）

- ※2 自宅通学であるにもかかわらず自宅外通学の月額支給を受けていた場合、自宅通学となった時点でさかのぼって月額を減額するための差額調整を行います。調整により数か月間奨学金の振込みが無くなる場合があるほか、調整ができない場合は返金していただく場合もあります。また、自宅外通学であることを偽ったときは、不正に得た金額の最大 1.4 倍を返金いただく場合があります。

## 1. 第一種奨学金と併せて給付奨学金を利用する場合

第一種奨学金の月額、定められた金額の中から奨学生が選択することができますが、給付奨学金の支給を受けている期間中は、次の表のとおり、あなたが選択した月額から調整（減額または増額）されることとなりますので、注意してください。

学校種別・給付奨学金の区分		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,300円 (25,000円)	13,800円	21,700円 (20,000円、30,300円)	19,200円
短期大学	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	3,800円 (7,100円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	24,300円 (29,000円)	17,800円	22,900円 (28,500円)	17,400円
高等 専門学校	第Ⅰ区分	7,900円 (5,600円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	20,200円 (20,700円)	15,100円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、32,500円 (20,000円、35,800円)	20,000円、 33,000円	24,600円 (28,800円)	26,000円
専修学校 (専門課程)	第Ⅰ区分	1,900円 (3,800円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	16,200円 (19,500円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、30,500円 (20,000円、35,200円)	24,000円	23,800円 (29,400円)	18,300円

(注1) 生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。なお、社会的養護を必要とする人を含む独立生計維持者が、居住にかかる費用（家賃）を支払いながら通学している場合は、学校までの通学距離・時間等にかかわらず「自宅外通学」の申請ができます。

(注2) 30,000円を超える月額設定のある区分においては、当該月額と20,000円のいずれかを選択できます。

(注3) 夜間部（昼夜課程を除く）に在籍している人への貸与月額は、上表の金額とは別に定められた金額となります。

詳細は、JASSOのホームページに掲載している第一種奨学金の貸与月額表をご覧ください。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo\\_1shu/kingaku/2019ikou.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kingaku/2019ikou.html)



(注4) 進学後、給付奨学金の手続きで「自宅外通学」を選択する場合、第一種奨学金も当初は自宅月額の振込みとなる場合があります。そのため給付奨学金における「自宅外通学」の書類審査完了までに振り込まれた第一種奨学金の自宅月額は、自宅外月額へ変更となった月以降に返金が必要となる場合があります。

## 2. 国費による給付金との併給制限

「一般の課程」、「通信教育課程」のいずれにおいても、あなたが国費による給付金（※）を受けている間は、給付奨学金の支給はありません。

※ 教育訓練支援給付金、訓練延長給付、技能習得手当及び寄宿手当、職業訓練受講給付金、高等職業訓練促進給付金、職業転換給付金を指します。

◆文部科学省ホームページ掲載資料（「他法令に基づく同様の支援を受ける場合の給付型奨学金の併給調整について」）参照  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/07/02/1418612\\_03\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/07/02/1418612_03_1.pdf)

## Ⅱ 進学前の準備

### ① 奨学金振込口座の準備

奨学金は、奨学生本人（あなた）名義の口座に振り込みます。進学するまでに使用できる口座を必ず用意してください。

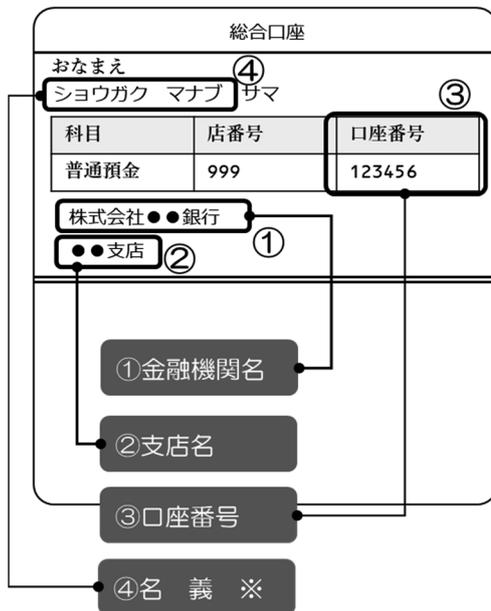
なお、奨学金申込時に「公金受取口座を奨学金振込口座に利用する」と申告した方についても、進学届提出時に奨学金振込口座の申告が必要となる場合がありますので、口座情報を確認しておいてください。

	使用できる	使用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	農協、信託銀行、外国銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、PayPay銀行等）、その他一部の銀行（SBI新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行・イオン銀行等）
口座	<u>あなた名義</u> の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座

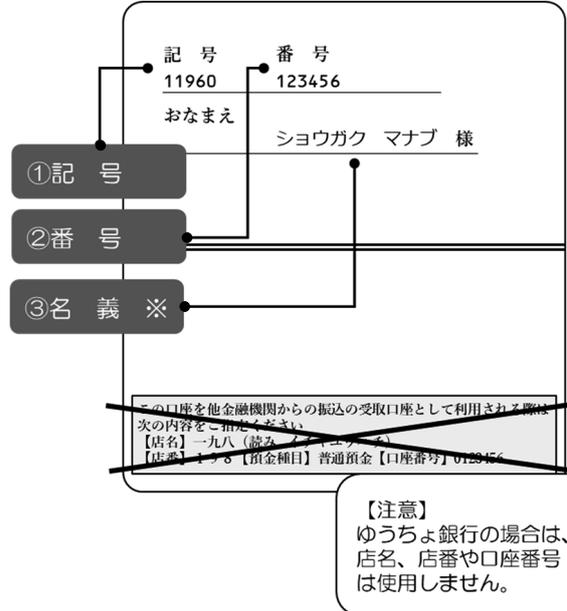
### 記入しましょう

「進学届」では、正確に振込口座情報を届け出る必要があります。あなた名義の口座を用意したら、「進学前準備チェックシート」5. に、通帳等に記載された口座情報を正しく記入しましょう。

#### (1) ゆうちょ銀行以外の銀行等



#### (2) ゆうちょ銀行



※ 記入する口座があなた名義であり、使用できる口座であることを事前にご確認ください。



#### 【注意】口座名義について

「口座名義」が「決定通知」に記載された「カナ氏名」と異なる場合、奨学金の振り込みができません。住民票に登録されている氏名を JASSO に登録し、口座名義も住民票に登録されている氏名に統一してください（5 ページ及び9 ページ参照）。

## Ⅱ 進学前の準備

### ②進学時に用意する書類

下表であなた自身が用意する必要のある書類を確認し、**進学後**、進学先の学校から指示のあった際にいつでも提出・確認ができるよう、用意しておいてください。

○.....進学先へ提出が必要なもの

●.....「進学届」提出（入力）の際、手元に置いておく必要のあるもの

書類の名称	提出が必要な人	書類の内容・注意点	使い方
「採用候補者決定通知」 【提出用】	全員	決定通知の裏面に必要事項をすべて記入したうえで、進学先に提出してください。（欄外※）	○
「採用候補者決定通知」 【本人保管用】	全員	「進学届」を入力する際に必要な「パスワード」が記載されています。（欄外※）	●
「進学前準備 チェックシート」	全員	13ページの「使用できる」奨学金の振込口座を用意し、通帳等で確認した口座情報を正しく記入します。口座情報は、進学後、「進学届」で入力する際に必要な情報です。	●
自宅外通学であることの 証明書類	該当者のみ	<p>進学した月から自宅外通学をする場合は、自宅外から通学していることを証明する書類の提出が必要です。</p> <p>（証明書類の例） 契約者又は入居者として本人氏名の記載があるアパート・マンション等の「賃貸借契約書」や「入寮許可書」等</p> <p>注1 賃貸借の契約者があなた以外の人であるときは、追加の証明書類の提出が必要になる場合がありますので、あなた名義で賃貸借契約を結ぶことをお勧めします。</p> <p>注2 自宅外通学の条件については11ページ参照</p>	○

※「採用候補者決定通知」を紛失した場合、インターネット（スカラネット）より「採用候補者決定通知（簡易版）」を印刷してください（6ページ参照）。

## Ⅱ 進学前の準備

### (大切なお知らせ) 進学前の資金準備

大学等への進学前には、受験料や受験に伴う宿泊・交通費、合格後の入学金などの支払いが必要となります。例えば入学金は、国立大学の場合282,000円（標準額（令和5年4月時点））、私立大学の場合245,951円（令和3年度平均（注））となっていますが、**JASSOの給付奨学金の支給や大学等の授業料・入学金の減免\***は、**進学後に行われるもの**であり、進学前に必要となる入学金に充てることはできませんので、**進学前に必要となる資金の準備が必要**です。資金の準備にあたっては、以下の制度のご利用もご検討ください。

※ 「高等教育の修学支援新制度」では、進学後に学校に授業料等減免の申請を行ったのち、支払済みの入学金等の一部（減免相当額）が返金されます（いったんは進学前に入学金等を支払う必要があります）。なお、学校によっては、入学金等の支払いを猶予する制度を設けていることがありますので、詳しくは、進学先の学校に確認してください。

※ 各制度とも利用に当たっては審査があります。審査の結果、利用できない場合もありますのであらかじめご承知おきください。

（注）出典：文部科学省「私立大学等の令和3年度入学者に係る学生納付金等調査」

生活福祉資金貸付制度【教育支援資金】（都道府県社会福祉協議会）	
融資限度額	就学支度費 500,000円【無利子】 ※貸付対象は学校に入学する際に必要な入学金等であり、受験料など受験に伴う費用は原則として対象となりません。
対象	必要な資金の融通を他から受けることが困難な低所得世帯（市町村民税非課税程度の世帯）
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>保証人不要（世帯内で連帯借受人が必要）</li> <li>償還期限：据置期間経過後20年以内（据置期間は卒業後6か月以内）</li> </ul>
問合せ先	お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会

国の教育ローン（日本政策金融公庫）	
融資限度額	3,500,000円【有利子】
対象	融資の対象となる学校に入学・在学する方の保護者
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業料・入学金の減免分は融資のお使いみちに含まれることができません（減免分以外の授業料・入学金、受験費用、自宅外通学に必要な住居費用などが対象）。</li> <li>子供の人数に応じて、世帯年収による制限あり。（例、子供2人の場合世帯年収が890万円以内）</li> <li>低所得世帯、ひとり親世帯、多子世帯などは金利や返済期間の優遇制度あり。</li> <li>『国の教育ローン』の融資を受けられた場合には、JASSOの入学時特別増額貸与奨学金を利用することができません。</li> </ul>
問合せ先	日本政策金融公庫 <a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html</a> 

入学時必要資金融資（労働金庫）	
融資限度額	あなたがJASSOの入学時特別増額貸与奨学金で借りる額（～500,000円）【有利子】
対象	<b>入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者となった方</b>
備考	進学後にJASSOから振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済する約束をすることで、進学前に労働金庫から融資を受けることができる制度です。 ※詳しくは、「貸与奨学生採用候補者のしおり」19ページや労働金庫の「入学時必要資金融資のご案内」をご覧ください。
問合せ先	労働金庫 <a href="https://all.rokin.or.jp/service/loan/life.html">https://all.rokin.or.jp/service/loan/life.html</a> 

※他にも、母子父子寡婦福祉貸付金（給付奨学金受給者は、償還に条件があります）等の制度があります。

進学届の提出により、給付奨学生に採用されます。

進学後は学校の指示に従って、速やかに「進学届」の提出を行ってください。

**期限までに提出しない場合は、採用候補者であることを辞退したものとして取り扱います。**

## 1. 進学時の提出書類

進学したときは、速やかに14ページの表のうち「○」が記載されている書類を進学先の奨学金窓口へ提出してください。

※ 進学先の学校から奨学金の説明会への出席を指示された場合は、必ず出席してください。

## 2. 「進学届」の提出

「進学届」は、進学後、速やかにインターネットを通じて提出します。

入力期間や手順については、**必ず進学先の学校の指示に従ってください。**

※ 病気等やむを得ない事情により学校が定める入力期間中に提出できないときは、速やかに進学した学校に相談してください。

## 3. 採用・奨学金の振込開始

「進学届」を提出すると、給付奨学生として採用され、奨学金の振込みが開始されます。

初回振込月は「進学届」の提出時期によって異なりますが、振込開始が5月の場合、**4月分とまとめて2か月分**振り込まれます。

※ 「進学届」にて入力（確認）した奨学金振込口座があなた名義の口座でなかったり、入力した内容に誤りがある場合は振込みが遅れます。

※ 通信教育課程に進学した場合は、概ね「進学届」提出の翌月に振り込まれます（年1回）。

## 4. 採用時の交付書類

給付奨学生として採用されると、進学先の学校から「**給付奨学生証**」が交付されます。

「給付奨学生証」は給付奨学生としての資格を証明するものです。記載事項について誤りがないか確認し、大切に保管してください。

また、「給付奨学生証」の裏面には「給付奨学生のしおり ダイジェスト版」が掲載されています。注意事項や支給中の手続きなどを記載していますので、よく読んで内容を確認してください。ホームページには「給付奨学生のしおり」も掲載されますので、あわせてよく読んでください。



### 給付奨学生採用後の新規申込みの制限について

給付奨学生に採用された後で、退学等により給付奨学金の支給が終了すると、再度新たに申し込むことはできませんのでご注意ください。

奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励むとともに、必要な手続きを期日内に行ってください。

## 1. 給付奨学生になってからの変更事項

### (1) 奨学金振込口座

使用できる口座（13ページ）であれば変更することができます。

### (2) 通学形態（11ページ）

通学形態（自宅通学・自宅外通学）を変更する場合、速やかに届出が必要です。

- ※ 自宅外通学である届出が入居月より3か月を超えてJASSOへ届け出があった場合は、届出月からの自宅外月額変更となります。
- ※ 自宅通学であるにもかかわらず自宅外通学の月額の支給を受けていた場合、自宅通学となった時点でさかのぼって月額を減額するための差額調整を行います。調整により数か月間奨学金の振込みが無くなる場合があるほか、調整ができない場合は返金していただく場合もあります。  
また、自宅外通学であることを偽ったときは、不正に得た金額の最大1.4倍を返金いただく場合があります。

## 2. 適格認定

### (1) 家計

奨学金支給期間中、毎年、あなたと生計維持者の所得の情報（マイナンバーにより取得）やあなたが報告した資産額が、家計基準を満たしているかをJASSOが確認します。

- ※1 確認の結果、**10月から奨学金の支給が止まったり、支援区分が見直されたりすることにより支給額が変わることがあります。**
- ※2 事情により申込時にマイナンバーを提出できない人については、申込時に加え、支給期間中も、毎年、所得に関する書類等を提出いただきます。書類に不備がある場合や未提出の場合は支給が止まります。

### (2) 学業成績・学修意欲

在学する大学等により、学年末（2年生以下の課程及び高等専門学校は学年の半期ごと）に学業成績などの基準に関する判定が行われ、その判定結果がJASSOに報告されます。

- ※1 次のいずれかに該当する場合は、「**廃止**」を受け、**奨学金の支給が打ち切られます。**
  - (1) 修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合
  - (2) 修得単位数が標準の5割以下の場合
  - (3) 履修科目の授業の出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低いと学校が判断した場合
- ※2 次のいずれかに該当する場合は、「**警告**」を受け、それを連続で受けた場合には**支給が打ち切られます。**
  - (1) 修得単位数の合計が標準単位数の6割以下の場合
  - (2) GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合
  - (3) 履修科目の授業の出席率が8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合
- ※3 「**廃止**」又は「**警告**」の基準に当てはまる場合であっても、災害・傷病、その他やむを得ない事由があると認められる場合には、「**廃止**」又は「**警告**」の区分に該当しません。

## 3. 在籍報告

在籍状況や通学形態などの申告内容について、定期的（毎年4月・10月）にインターネットを通じて報告する必要があります。期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給が止まります。追って報告することで支給が再開されますが、止まっていた期間については支給月数から減じられることがありますので、報告期限を在学期に確認のうえ、期限内に報告するようにしてください。

その他必要な手続きについては、給付奨学生となった人への通知やJASSOのホームページなどで案内します。

## (参考)

## 授業料・入学金の減免手続き

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免（減額と免除）も同時に受けることができます。

手続きの方法や時期は学校によって異なるため、進学先の学校の指示に従ってください。

### 1. 進学時の申込み

進学先の学校から申込関係書類を受け取り、「授業料等の減免の対象者の認定に関する申請書」に記入し、提出します。

- ※ 入学手続きの際に進学先の学校で確認してください。
- ※ 「給付奨学金」の採用候補者であっても、必ず進学先での申込みが必要です。
- ※ 「給付奨学金」を希望されない方で、授業料・入学金の減免のみに申し込むことも可能です。
- ※ 入学後に「入学金」の減免を申請する場合は、入学後3か月以内に進学先の学校に減免申請を行い、認定を受けた学生が対象です。

### 2. 対象校

給付奨学金を受けられる学校（確認大学等）と同じです。

確認大学等は、文部科学省ホームページで公開されていますので確認してください。

[https://www.mext.go.jp/kyufu/support\\_tg.htm](https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm)

### 3. 支援対象者の要件（基準）

給付奨学金の選考要件（基準）と同じです（「給付奨学金案内」3～4ページ参照）。

### 4. 減免額

給付奨学金の支援区分（第Ⅰ～Ⅲ区分）、学校の設置者（国公立・私立）、学校種（大学、短期大学、専修学校等）により決まります（「給付奨学金案内」13ページ参照）。

## 採用となってから

### 5. 継続願（授業料の減免）の提出

入学時に授業料・入学金の減免を受けた後、引き続き授業料の減免を希望する場合は、年間2回（4月、10月頃）適格認定が行われることを踏まえ、同時期に継続手続きを行います。在学している学校が定める期限までに継続願を学校へ提出してください。

- ※ 継続願の提出がないときは、授業料減免の支援が止まります。

### 6. 適格認定（家計・学力）

毎年度、収入状況を確認し、10月に授業料減免額（支援区分）が変更されることがあります。

また、進学後の学業成績等に基づいて、翌年度（2年以下の課程は翌半期）の継続支給について審査があります。

- ※ 給付奨学金の適格認定（「給付奨学金案内」11ページ参照）と同じ基準で審査されます。

MEMO

## 進学後の手続きについて、動画で確認しましょう！

奨学金の予約を申し込み、採用候補者として決定された方向けに、進学前の準備や進学後の手続き等の概要について、JASSOのホームページの動画で説明していますので、確認しましょう。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/yoyakukouhosha/movie.html>

ホーム > 奨学金 > 申込みに関する手続き > 進学前に申し込む（予約採用） > 大学等奨学生採用候補者（予約採用）に決定された方へ > 採用候補者の皆さんへ（動画）



## 日本学生支援機構 X（旧Twitter）公式アカウント

学生等に対する各種支援情報を発信していますので、是非フォローしてください。

@JASSO\_general



## 奨学金相談サイト

奨学金のよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できる Q&A サイトです。お電話でのお問い合わせの前に、是非ご利用ください。



## 手続きに関するお問い合わせ先

### 日本学生支援機構 奨学金相談センター

奨学金の手続きに関する一般的なお問い合わせに関する相談窓口です。

【電話番号】0570-666-301（ナビダイヤル・全国共通）

【受付時間】9時～20時（土日祝日・年末年始を除く）